

令和6年1月12日

内閣官房長官
林 芳正 殿

令和6年能登半島地震に対する緊急要望

公明党「令和6年 能登半島地震災害対策本部」

総合本部長 石井 啓一

本部長 大口 善徳

事務局長 塩田 博昭

1月1日16時10分ごろ、石川県能登地方でマグニチュード7.6の地震が発生し、最大震度7を観測したほか、能登半島を中心に各地で甚大な被害をもたらした。

被災地では、今なお断水、停電、携帯電話の通信支障、必要物資の不足など、過酷で厳しい状況が続いている。

一方で、現在も懸命な救命・救助活動が行われており、ご尽力をいただいているすべての関係者の皆様に心より感謝と敬意を表する。

今後も人命救助を最優先に、安否不明者の確認、孤立地域の解消を急がなければならない。既に災害関連死とみられる人も出ている。また、余震や天候悪化による二次災害に引き続き警戒するとともに、過去の災害の教訓を踏まえ、災害関連死を断固として防ぐ対応が求められている。

今回の能登半島地震について「激甚災害指定」、「特定非常災害指定」が閣議決定されたところであるが、被災地の復旧・復興へ、政府・与党一体となって取り組む決意である。

また、ライフラインやインフラの復旧に可及的速やかに取り組むとともに、被災者の生活再建に迅速かつ、きめ細やかに対応することが必要である。

公明党は、発災直後から被災地に急行し、未だ多くの不安を抱えた生活を余儀なくされている被災者の切実な声を伺い、被災現場の実態や、さまざまなニーズを調査してきた。こうした現地調査を踏まえて取りまとめた以下の要望について、万全に対応を行うよう要請する。

記

1. 人命救助・安否不明者の確認に全力

被災地の人命救助に引き続き総力を挙げて取り組むとともに、安否不明者の確認に全力を挙げること。

2. 孤立地域の解消

未だ数が多い孤立地域解消のため、道路はもとより、海路や空路など外部からのアクセスが一日も早く実現できるよう、インフラの復旧に全力を挙げること。

3. 災害関連死の防止

平成 28 年熊本地震の災害関連死は直接死の 4 倍にのぼったが、今般の能登半島地震においても既に発生しており、今後何としても防ぐ必要がある。熊本地震で得た知見等も踏まえ、災害関連死を未然に防ぐために、政府は総力を挙げて取り組むこと。

(1) ホテルや旅館などの 2 次避難の早期実施

体育館や公民館などの一次的な避難所において、避難生活の長期化は避難者の心身に大きな危険が及ぶことから、ホテルや旅館などへの 2 次避難を強力に推進すること。災害関連死を防ぐためにも、要配慮者を優先するとともに、集落ごとの移動や希望するすべての方々が避難できるようスピード感を持って進めること。その際、地元を離れる方が、現地の状況を絶えず掌握できるよう最大限の配慮を行うこと。搬送は、ヘリなどを活用し迅速に行うこと。また、石川県や近隣県だけでなく、首都圏や関西圏などの自治体へ協力要請すること。

(2) 避難所の改善

停電対応として、避難所に関する被災自治体の要望を把握した上で、全国の電力会社が保有する電源車を総動員し、必要な避難所への電力供給を早急に進めること。断水が続いている避難所へは、給水車などの配備に全力を挙げること。また、避難所では個々のニーズを丁寧に吸い上げ、物資の不足がないようプッシュ型の物資供給の強化を図るとともに、間仕切りを活用したプライバシーの確保、安全面・衛生面に配慮したトイレの確保、入浴支援の強化など、避難所の質の向上、環境改善に取り組むこと。加えて、寒さによる低体温症や感染症対策に万全を期すこと。このほか、ペットとともに避難できる避難施設の増設、告知に努めること。

(3) 福祉避難所の早期開設・増設、機能強化

高齢者や障がい者、妊産婦・乳幼児等の要配慮者を受け入れる福祉避難所が少ないことから、福祉避難所の早期開設・増設に全力を挙げること。また、要配慮者の多様なニーズに対する人的・物的体制の整備を図り、福祉避難所の機能強化を進めること。

(4) 避難所運営やボランティアの増員・体制強化

避難所の運営者やそれをサポートするボランティアの方々の心身が疲弊していることを踏まえ、人員の増員や避難所運営体制の強化など最大限のサポートを行うこと。

(5) 在宅避難者への支援

さまざまな理由で、やむなく被災した自宅に在宅避難している方が多いことから、見守り・相談支援を実施すること。また、在宅避難者に必要な物資が供給されるよう、物資に関する情報提供の徹底を図るとともに、入浴支援などを強化すること。このほか、避難所での生活を回避し、被災して傾いたままの自宅に避難している方から、頭痛や吐き気を訴える声が出ており、2次避難施設や公営住宅の提供を急ぐこと。

4. ライフラインの一刻も早い復旧

未だ約6万戸以上が断水しており、各自治体において、いつ水道が復旧するのか目途が分かるように、工程表を作成して公表すること。下水管の損傷等で排水できないため、トイレや風呂等が使用できない状況にあり、下水の復旧についても政府を挙げて早期に解消すること。

電力については、復旧の目途を公表すること。全国に電源車の手配を呼びかけ、被災地にとって必要十分な電力を確保すること。

通信環境についても復旧の目途を公表すること。

5. 住まいの確保の強力な推進

いまだ約2万6千人が避難を余儀なくされている状況を踏まえ、全ての被災者が希望と安心感を持てるよう、今後の住まいの確保に全力を挙げること。

(1) 「被災者生活再建支援法」の迅速かつ柔軟な対応

「被災者生活再建支援法」が石川県などで適用されたが、被災者に情報が届くように周知し、被災した住宅の再建に対する支援金を迅速に支給すること。また手続きをできるだけ簡素化し、被災者が速やかに支援を受けて生活再建できるよう寄り添った支援を行うこと。

(2) 「被災建築物応急危険度判定」に関する分かりやすい広報等

家屋倒壊などの危険性を赤・黄・青色で判定表示する「被災建築物応急危険度判定」について、住民が不在の間に「被災の程度は小さい」とする青色の紙が張られているケースが複数件確認されている。実際には住み続けることが難しい被害が生じている場合や、支援を受けられないのではないかと不安に感じている方もいるため、支援についてプッシュ型で広報し、安心感を与えること。

(3) 「みなし仮設住宅」の推進

民間賃貸住宅を最長で2年借り上げる「みなし仮設住宅」について、石川、富山両県で受付が開始しているが、被災者に情報が行き届くようプッシュ型で周知すること。手続きについて、窓口だけでなく、オンライン申請も可能にし、できるだけ簡素化するとともに申請のサポート体制を充実させるなど、被災者が速やかに入居できるようにすること。

(4) 公営住宅の活用

全国の自治体で空きのある提供可能な公営住宅について、全国の自治体に協力を呼びかけて必要十分な量を確保すること。また、入居を希望する被災者のニーズをくみ取りながら、マッチングできる仕組みをつくること。被災者がどこに連絡すればいいか分かるようにホームページに各自治体の受付窓口の一覧を掲載するなど、周知を図ること。

(5) 仮設住宅・災害公営住宅の速やかな建設

仮設住宅と災害公営住宅を速やかに建設するとともに、いつ入居できるのか目途が分かるように随時、公表すること。スケジュールや申請方法等についてパッケージで示すなど、被災者にとって分かりやすい広報を徹底すること。

(6) 液状化被害の実態を踏まえた支援の実施

住宅地内での噴砂や、段差、亀裂、住家の傾斜や一部損壊など、液状化被害の実態を踏まえた支援制度の拡充や創設など、きめ細やかな被災者支援・復旧支援を早期に実施すること。

6. 道路の復旧及び円滑な利用

金沢から能登北部に向かうのと里山海道、国道249号線などの各所で亀裂や陥没箇所が多数あることから、復旧の目途を明示しながら迅速に復旧作業を行い、緊急輸送ルートを早期に確保すること。雪の影響で緊急輸送ルートの通行が妨げられないよう、天候も踏まえ除雪作業を適切に行うこと。

7. 心のケアの実施

地震災害がもたらす精神的影響や、不自由な暮らしを余儀なくされている被災者に対し、専門家による相談体制の確立など、心のケアに万全を期すこと。

8. 避難所等へ女性の視点の導入

避難所等でのプライバシーを守るパーティション（間仕切り）の設置の徹底や、女性の相談体制の強化や、男女のスペース確保、安全面に配慮したトイレの確保など、女性の視点を生かした環境整備に取り組むこと。また、生理用品や液体ミルク、紙おむつ等の女性のニーズに合わせた物資の供給を図ること。

9. 医療、福祉施設等の復旧支援

いまだ断水や停電などの被害のある医療機関、高齢者施設、障害者施設の復旧を支援し、一日も早く解消すること。避難所生活が困難な「災害弱者」「避難弱者」等の要配慮者が入所する施設に対し、断水や停電の復旧の目途を提示すること。入所者と同様に施設の職員も被災していることから、入所者および職員の心のケアにも配慮すること。

10. 学校等の安全確保、災害復旧

児童生徒の学びの継続に向けて、校舎等の修復、通学路の安全の確認に迅速に取り組むこと。また、スクールカウンセラーの派遣や、一人一台端末も活用したオンラインカウンセリングで、子どもと教職員を対象に心のケアの長期的な実施に取り組むこと。また、世界遺産、日本遺産を含む文化財の被害確認、修復についても取り組むこと。

11. 被災した児童生徒等の学びの支援・配慮

大学受験、高校受験、中学受験をする児童生徒への学びの場の提供などの配慮と柔軟な措置に取り組むこと。経済的な状況で進学をあきらめることがないように高校から大学へと切れ目のない就学支援をプッシュ型も含め被災者に寄り添って迅速で簡便なものにすること。オンライン等を活用した学びの継続支援のために、被災した小・中・高・大学生への端末、PC、Wi-Fi等の貸与に取り組むこと。

12. 災害時の子ども・学校等支援チームの創設

被災者である子どもと学校の緊急支援を目的とし、教育再開の迅速化、十分な心のケア、子どもの居場所確保、被災地の教職員支援のために、教育や心理等の専門家およびNPO等の官民連携による支援チーム（派遣・オンライン）を創設し、災害時の子どもと学校等の支援体制を構築すること。

13. 生活再建支援

被災者の生活再建のために、生活状況・ニーズ・課題に応じたきめ細やかな支援を実施するとともに、災害ケースマネジメントなど被災者一人ひとりに寄り添った伴走型の支援を実施すること。

14. 生業支援

被災者の生活と生業支援のためのパッケージ（1/5 総理指示）を速やかに策定し、被災者・被災事業者へ安心と希望を届けること。また、中小・小規模事業者へ財政・金融支援を実施するとともに、観光業、農業、漁業等への支援に万全を期すこと。加えて、雇用調整助成金の特例措置を速やかに実施すること。

15. 復旧・復興に従事する事業者への配慮

被災地でライフラインの復旧・復興に従事する建設事業者について、政府から自治体に必要に応じて工期の一時停止や速やかな前金払い等が要請されたところであり、着実に実施すること。その他、上下水道事業者をはじめ復旧・復興に従事するすべての事業者についても、年度末の繁忙期であることを踏まえ、建設業者同様の対応を行うこと。

1 6. 窃盗や空き巣等の防止対策

被災地域や避難所での空き巣や窃盗等の防犯対策の強化を図るとともに、災害に便乗した犯罪に係る周知・広報と取締りを一層強化すること。

1 7. 万全な財政措置

国による災害対応や被災自治体への財政支援のため、令和6年度当初予算における予備費の増額について、被災者の生活再建、生業支援など復旧・復興のフェーズ等に応じた切れ目のない機動的な対応を確保しつつ、他の予見しがたい事態にもしっかりと備えるべく十分な額を確保するとともに、必要な補助制度の充実、地方負担に対する十分な交付税措置など躊躇なく機動的に対応すること。また一日も早い復旧・復興のため、応援職員の増強を図ること。

1 8. 能登半島の復旧と創造的復興

能登半島の復旧に総力を挙げるとともに、東日本大震災を経験した福島の知見も踏まえ、被災者・被災地域の希望となる文化芸術や地域伝統行事などを含む「創造的復興」に取り組むこと。そのための補助制度の充実、復興基金の創設をはじめ、地方負担に対する十分な交付税措置などを行うこと。

以上